



# 個人保証でお悩みの経営者の方を専門家が無料で支援をします 経営者保証に関するガイドライン

## 経営者保証に関するガイドラインとは

中小企業庁と金融庁の後押しで、日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が事務局となり、経営者保証を提供せず融資を受ける際や保証債務の整理の際の「中小企業の経営者、及び金融機関共通の自主的なルール」として策定・公表されたガイドラインです。

※ 経営者保証とは中小・小規模事業者が金融機関等より融資を受ける際、経営者やその親族等が連帯保証人となることです。

### こんな時は、ご相談を

新規借入時・既存保証契約見直し時

経営者保証なしで新規融資を受けたい。

既存保証契約更新時に、経営者保証の解除をしたい。

事業承継時に後継者の経営者保証の解除をしたい。

保証債務履行時・保証債務整理時

必要な生計費や自宅を手元に残したい。

引き続き経営に携わったり、再起を図りたい。

### 専門家の派遣

経営者の個人保証についてお悩みの方に、無料で専門家を派遣します。

経営者

相談窓口

受付窓口

専門家派遣

お近くの各機関、  
ガイドライン事務局で受付。

専門家派遣のご依頼を、  
ガイドライン事務局が集約。

年3回まで無料でご利用  
いただけます。

※ ガイドラインの対象者…①主債務者が中小企業である。②保証人が個人であり、主債務者である中小企業の経営者等である。③主債務者である中小企業と保証人であるその経営者等が、弁済に誠実で、債権者の請求に応じて負債の状況を含む財産状況等を適時に開示していること。④主債務者と保証人が反社会的勢力でなく、そのおそれもないこと。

経営者保証に関するガイドライン事務局  
受付時間 9時00分～17時00分(土日・祝日を除く)

**03-6262-5075**

メールアドレス: keieisha\_hosho@pasona.co.jp

ウェブ: hosho.go.jp

経営者保証に関するガイドライン

